資料1

衛生委員会の委員とは？

【本資料は、新たに委員に選任された衛生委員会委員に衛生委員会の趣旨を説明するサンプルで

す。衛生委員会前の新任委員への説明にご利用ください。このサンプルは事業場の実態に即して アレンジして活用してください。】

　今年度、あなたは「衛生委員会委員」に指名されました。任期は○年間です。（法令では任期につい ては特に定めておりませんので、実情に合わせて各事業場で設定してください）衛生委員会について、簡単にご説明いた

します。この内容を参考に、職場の衛生管理、健康管理について、委員会活動を通してよい職場 づくりにご協力をお願いします。

　1　衛生委員会とは

　この衛生委員会は、「労働安全衛生法」で従業員が50人を以上の事業場に月1回の開催が義務

付けられているものです。少人数の職場では、ざっくばらんに話し合えた職場の問題も、従業員 が多くなると、いろいろな意見の人がいて相談が必要となりますし、職場環境の管理も担当者が 増えると誰に伝えればよいかわかりにくくなる、そんな人数規模の事業場です。

　そして、毎日職場で過ごす時間は、皆さんが家で過ごす時間より長いこともあるでしょう。過 ごす職場が快適であれば仕事にも集中できますし、逆に問題が多い、環境が悪いとなれば、生活 への影響も大きくなります。小さなことも、積もり積もれば大きな問題となります。

　病気と同じで早期発見、早期対応が大切です。

　職場での危険なこと（労災防止）、労働時間、職場環境、健康問題など、職場での生活をより 快適にするために話し合うのが衛生委員会です。

※…労働安全衛生規則　第22条で衛生委員会において法令上、話し合う内容（付議事項）が示されています。

　2　委員の役割は？

　委員の役割は全く難しいことはありません。

　委員会の中で審議している事項について、 意見を述べる役割です。 意見は、「あなたの意見」 だけではありません。 同じ職場にいる人の立場も考え、こう思う人もいるかもしれない、とい う意見でもよいのです。 些細なことと思ってしまうと、自分が我慢すればいいだけ、 と意見を 言いにくく感じます。 しかし、それで職場の人がより働きやすくなるのなら、という視点で発 言してみましょう。委員会が求めているのは、「あなたの意見」だけではなく「職場にある意見」

「従業員の考え」 です。 委員会の前に職場で話をする時間があれば、「今日は衛生委員会がある のですが、何か委員会に伝えてほしいことはありませんか」と、職場の声を集めてから参加し てみましょう。

　3　委員会の時はお客様より「従業員優先」

　日頃、職場改善の話し合いをすると、「ここはお客様が通ったときに危険だ」「お客様に見やす い表示に変えよう」など、お客様向けの意見が多く寄せられます。仕事のことを考えると、どう してもお客様を優先にしがちです。しかし、委員会のときだけでも、従業員の視点で自分たちの 働く場を見なおしてみましょう。

　また、課題を見つけたときに、「これは改善が難しそうだ」「費用が掛かりそうだ」といろいろ と考えてしまいがちですが、委員会での審議は結論を急ぐのではなく、皆でその問題を考えるこ とがポイントとなりますので、まずは考えすぎずに意見を出してみましょう。

　4　職場に委員会の情報を持ち帰る

　委員会で話し合った内容を職場に共有し、その結果に対する意見も次回の委員会時に伝えてく

ださい。委員会の議事録は従業員が閲覧できるところに共有されますので、詳細は各自に確認し てもらうことができます。多くの従業員に関心を持ってもらえるよう、どのようなことが話し合 われたか、報告をお願いします。

※資料1「衛生委員会とは？」は労働者健康安全機構のホームページに掲載しております。

[https://www.johas.go.jp/sangyouhoken/johoteikyo/tabid/1293/Defa](http://www.johas.go.jp/sangyouhoken/johoteikyo/tabid/1293/Default.aspx)ult.aspx

